

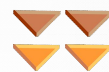
公募委員募集

旭川市保健所運営協議会の委員を募集しています
(募集期間 令和6年4月22日から令和6年5月22日まで)

旭川市保健所運営協議会の役割とは？

協議会には、公募委員のほかに、医療・教育関係者などの関係団体からも参加いただき、地域保健や保健所の運営に関する事項を審議します。

協議会の詳細については



旭川市保健所運営協議会



✓ 病気を予防するために

予防接種、感染症の健診・検査（結核健診、HIV抗体検査、ウイルス性肝炎検査、エキノコックス症検診）などを行っています。



✓ こころの健康や難病で困っている方のために

精神保健活動や保健師によるこころの健康相談、難病をお持ちの方の相談や生活支援などを行っています。

相談室

✓ 安心・安全な暮らしのために

地下水等の水質検査、飲食店などの営業許可や衛生指導、食肉検査などを行っています。



✓ 健康づくりのために

生活習慣病の予防に関する教育や相談、健康づくりの取組の推進、「あさひかわ健幸アプリ」の運営などを行っています。



✓ 人と動物が共生する心豊かな社会を実現するために

動物愛護や適正飼育の普及啓発、収容動物の譲渡の推進、負傷動物の保護・治療などを行っています。



公募委員の応募方法は裏面をご覧ください。

応募方法

委員の任期

令和6年7月9日から令和8年7月8日まで(2年間)

募集人数

4名

会議の開催(令和6年度は2回を予定)

時間 平日夜間(午後6時30分頃から)、1回の会議は2時間程度

場所 旭川市総合庁舎内の会議室を予定

委員の報酬

会議1回の出席ごとに7,700円(所得税等を源泉徴収します。)をお支払いします。

応募いただける方

次の4つの要件の全てを満たす方が対象です。

- ①旭川市内に居住しているか、通勤や通学をしている方
- ②令和6年7月9日現在の年齢が18歳以上である方
- ③本市の附属機関の委員又は懇談会等の参加者として就任しているものが2つ以下の方
- ④本市の市議会議員及び職員ではない方

応募方法

「応募用紙」に必要事項を記入の上、郵送、持参、メール、FAXのいずれかの方法でご提出ください。提出書類は返却しません。

選考方法

応募者が募集人数を超えた場合は、選考委員会で応募書類を基に選考し、決定します。本市の附属機関や懇談会等に在任していない方を優先します。選考結果は、応募者全員に書面でお知らせします。

【応募用紙の提出方法】

☑ 郵送、持参の場合

〒070-8525 旭川市7条通9丁目
旭川市総合庁舎4階 保健総務課

☑ FAXの場合

26-7733

☑ メールの場合

hokensoumu@city.asahikawa.lg.jp

☑ お問合せ先

保健総務課 25-6354